

習志野市農業委員会総会議事録

平成23年第4回習志野市農業委員会総会は平成23年4月20日（水）JA千葉みらい習志野支店2階で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より

1. 委員の出欠席 17名中（欠員 1名） 14名出席 欠席 3名

委員氏名（網かけは欠席委員）

1 番 伊 藤 和彦	2 番 飯 生 良	3 番 吉 野 吉雄
4 番 中 台 孝政	5 番 齊 藤 健次	6 番 央 重則
7 番 田久保 武士	8 番 欠 員	9 番 市 角 夏司
10 番 村 山 光男	11 番 織 戸 正裕	12 番 飯 生 正己
13 番 織 戸 和行	14 番 伊 藤 豊	15 番 海老原 健治
16 番 谷 岡 隆		

会長職務代理者 吉野 弘司
会 長 廣瀬 博

1. 議案審議結果

上 程 8 件 承 認 8 件 不 承 認 0 件 審 議 未 了 0 件

1. 閉会時間 午前 11時05分

1. 付議事項

- ・ 議案第11号 生産緑地のあっせん結果について
- ・ 議案第12号 習志野市農地利用集積計画第1号(案)について
- ・ 議案第13号 習志野市農地利用集積計画第1号(案)について
- ・ 議案第14号 習志野市農地利用集積計画第1号(案)について
- ・ 議案第15号 習志野市農地利用集積計画第1号(案)について
- ・ 議案第16号 習志野市農地利用集積計画第1号(案)について
- ・ 議案第17号 習志野市農地利用集積計画第1号(案)について
- ・ 議案第18号 軽微な農地改良の届出について

- ・ 報告第 7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・ 報告第 8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	それでは、平成２３年 第４回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日は、８番議席が欠員であり、いつもより１名少ない定数の１７名で会議を行います。 ５番 齊藤 健次委員、１０番 村山 光男委員、１４番 伊藤 豊委員よりの欠席報告があり、本日の出席委員は１７名中、１４名であります。 よって本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」の規定により議長より指名させていただきます。 ２番 飯生 良委員、３番 吉野 吉雄委員、両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。 それでは付議案件に入りますが、市議会選の大変忙しいなか 谷岡 隆委員・中央 重則委員が４月末までは、農業委員の任期中で有ることから、本日、総会に出席いただきました。 裁決が終了したら、退席するとのことでございますが皆様ご承諾くださいますよう、お願いいたします。 それでは、『議案第１１号生産緑地のあっせん結果について』事務局、議案説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第１１号生産緑地のあっせんについて、平成２３年３月２３日に開催された平成２３年第３回総会で議案第４号において審議し、各委員に地域農業者の生産緑地のあっせんを依頼した、その結果の報告を求めるものである。 生産緑地の申請地 習志野市藤崎■丁目■番の一部（藤崎第■生産緑地地区） 面積 全体■■■■㎡の内、あっせん面積■■■■㎡ 買取希望額 ●●●円 回答期限 平成２３年４月２６日（火） となっております。以上です。

議 長	事務局ご苦労さまでした。 只今の事務局の議案説明で、ご意見・ご質問等のある方は、挙手願います。 ・・・・他に質問等がなければ、裁決に入ります。 この案件に付きましては、地区代表の皆様より１人１人から伺いたいところですが、時間の関係上、省略して皆様の地区で、買い取希望者がいた地域の方は挙手願います。 手を挙げる方はいませんでした。 したがいまして、買い取希望者なしで市に報告いたします。 続いて、議案第１２号から議案第１７号習志野市農地利用集積計画第１号（案）について事務局から、通して議案説明をまとめます。
事務局	はい。議案第１２号農用地利用集積計画の申請について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画の提出があったので意見を求める。 譲渡人 ●●さん ■歳 兼業農家 習志野市 譲受人 ●●さん ■歳 農業 習志野市 所在地 習志野市実籾■丁目■ 面積 ■■㎡ 地目 畑 事由 利用集積による３年間の使用貸借権設定期間が終了し、引き続き使用貸借権設定の更新を行うため 契約内容 使用貸借権設定 期間３年 議案第１３号 譲渡人 議案第１２号と同様です。 譲受人 ●●さん ■歳 農業 習志野市 所在地 習志野市鷺沼■丁目■ 面積 ■■㎡ 同 所 ■ 面積 ■■㎡ 地目 畑 事由 議案１２号と同様です 契約内容 使用貸借権設定 期間３年 議案第１４号 譲渡人 ●●さん ■歳 習志野市

事務局

譲受人

●●さん

■歳

農業

習志野市

所在地

習志野市鷺沼

■丁目

■番

面積

■

m²

地目

畑

事由

議案第 1 2 号と同様です

契約内容

使用貸借権設定

期間 3 年

議案第 1 5 号

譲渡人

●●さん

■歳

農業

習志野市

譲受人

●●さん

■歳

農業

習志野市

所在地

習志野市鷺沼台

■丁目

■番

面積

■

m²

地目

畑

事由

議案第 1 2 号と同様です

契約内容

使用貸借権設定

期間 3 年

議案第 1 6 号

譲渡人

●●さん

■歳

農業

習志野市

譲受人

●●さん

■歳

農業

習志野市

所在地

習志野市鷺沼

■丁目

■番

面積

■

m²

同所

■番

面積

■

m²

同所

■番

面積

■

m²

同所

■番

面積

■

m²

地目

全て畑

事由

議案第 1 2 号と同様です

契約内容

使用貸借権設定

期間 3 年

議案第 1 7 号

譲渡人

●●さん

■歳

農業

習志野市

譲受人

●●さん

■歳

農業

習志野市

所在地

習志野市鷺沼

■丁目

■番

面積

■

m²

同所

■番

面積

■

m²

同所

■番

面積

■

m²

地目

全て畑

事由

議案第 1 2 号と同様です

契約内容

使用貸借権設定

期間 3 年

以上です。

議 長	事務局、ご苦労さまでした。 只今、事務局から議案第１２号から議案第１７号まで６件の説明がありました。 事務局の説明の中でもあった様に、平成２０年４月に利用集積を受け認可されました、その時の使用期間が３年とのことで、再度契約を行い継続するものでございます。 この案件には、■名の委員さんが該当していますが本来であれば、議案ごとに「農業委員会に関する法律」第２４条の議事参与の制限に従い、退席を求めることとなりますが、時間の都合もあり私の判断で、退席は求めません。 ご自身の案件につきましては、質疑・裁決に加わらず自席で待機して下さい。 それでは、質疑に入ります。 議案第１２号 習志野市農地利用集積計画 第１号（案）についてご意見・ご質問等のある方は、挙手願います。 質疑等がなければ、裁決に入ります。 議案第１２号習志野市農地利用集積計画 第１号（案）について賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして議案第１２号は、承認されました。 続いて、議案第１３号の質疑に入りますが、議案第１３号についてご質問等ありませんか？質疑等がなければ、裁決に入ります。 議案第１３号習志野市農地利用集積計画 第１号（案）について賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして議案第１３号は、承認されました。 続いて、議案第１４号の質疑に入ります。 議案第１４号についてご質問等ありませんか？質疑等がなければ、裁決に入ります。 議案第１４号習志野市農地利用集積計画 第１号（案）について賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして議案第１４号は、承認されました。 続いて、議案第１５号の質疑に入ります。質疑等がなければ、裁決に入ります。
-----	--

議 長	議案第 15 号習志野市農地利用集積計画 第 1 号（案）について賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして議案第 15 号は、承認されました。 続いて、議案第 16 号の質疑に入ります。 議案第 16 号についてご質問等ありませんか？質疑等がなければ、裁決に入ります。 議案第 16 号習志野市農地利用集積計画 第 1 号（案）について賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして議案第 16 号は、承認されました。 続いて、議案第 17 号の質疑に入ります。 議案第 17 号についてご質問等ありませんか？質疑等がなければ、裁決に入ります。 議案第 1 号習志野市農地利用集積計画 第 1 号（案）について賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして議案第 17 号は、承認されました。 続きまして、議案第 18 号『軽微な農地改良の届出について』事務局より、議案説明を求めます。
事務局	はい。それでは、議案第 18 号軽微な農地改良の届出書について、農地への盛土等を実施するにあたり農業委員会に届け出の提出があったので、受理通知の許可の発行について審議を求める。 申請目的 農地の造成（盛土） 申請者 習志野市 ●●さん 農業 許可を受けようとする土地 習志野市藤崎■丁目■番 登記地目 田 現況 畑 面積■■■■㎡の一部 同所 ■番 登記地目 田 現況 畑 面積■■■■㎡の一部 合計■■■■㎡のうち■■■■㎡ 施工業者 船橋市 ■■■(株) 搬入土砂等の取得先 船橋市 ■■■(株) 改良理由 平成 22 年 10 月 15 日付けで県許可の下りた案件の隣接地にある農地であり、段差を解消し雨水流入を防止するため、面積■■■■㎡のうち■■■■㎡について 1 メートル未満の盛土をするものです。

事務局	工事完了後は野菜等の作付けを行うとしています。
議長	他法令等 「習志野市土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の規定に従い、安全基準に適合した土砂等を使用する。 もし安全基準に適合していない土砂等が混入している場合には、農業委員会の指導に従うとともに自己責任でその土砂等を撤去する旨の誓約書の提出がありました。 以上です。 事務局ご苦労さまでした。 今月の現地調査案件は、この議案第１８号だけであるため、事務局に写真を撮るよう指示し、その写真で現地調査に代えさせて頂きました。 いま、皆様のお手元に、写真がまわっていると思います。 事務局より、簡単に説明して頂きます。
事務局	はい。それでは、議案第１８号の調査報告をさせて頂きたいと思います。 調査につきましては、平成２３年４月１５日に事務局２名で行って参りました。 この案件につきましては、写真をご覧いただくとわかるかと思いますが、現地調査を行ったときには既に盛土がされているという状態でした。 そのため、委任されている業者に確認したところ、届出ということで書類を提出した時点で受理していただいたという認識をしていたということと、工事は書類を提出した日に行ったということで、今回の事は認識不足で大変申し訳ありませんでした、ということでありました。 事務局としても、届出とは言え総会の案件でありますので、業者については反省しておりますが、実施に至るまでの経過、なぜこのようなこととなってしまったのかを理由書として提出していただくことになっております。 また、窓口で届出書を受け取る際に、事務局の方からの説明が相手に対して不足していたということについても、充分注意し対応しなければいけないと考えております。 既に実施しておりますが、これらを考慮した上でご審議の程お願いいたします。
議長	議案第１８号の質疑に入ります。 ご意見・ご質問等のある方は挙手願います。
谷岡委員	あのあたりは、最近ダンプの出入りが多くなり、

谷岡委員	振動や砂ぼこりがひどいという住民から苦情を聞くことがある。 搬入経路はどうなっているのか、また住民にはきちんと説明を行ったのか、業者の方に住民理解を求めるよう厳しく言ってほしいと思います。
事務局	業者へは、住民への説明を行ったか確認し、行っていない場合は、するよう指導して参ります。また、搬入経路につきましては、これは推測で申し訳ございませんが、■■■の方から入ってくるものと思われます。 捕捉になりますが、今後、隣接した所に約１０棟の建売分譲を予定しており、今回この工事で道路が確定しますと、またダンプの出入りが多くなると思いますので、これらも踏まえて業者への指導をして参りたいと思います。
織戸（和）委員	盛土する場合、メートルによって許可が必要になるんですか？
事務局	議案書の中にも記載しておりますが、今回１メートル未満で盛土をしたということで、１メートル未満の場合には市の農業委員会への届出で済むわけですが、これが１メートル以上になりますと、県の許可が必要になります。 今回盛土ということになりますが、客土行為というかたちになりますので、農業をこれからも行っていくという場合には届出で良いというとりえ方でやらせていただきました。
織戸（正）委員	もし、安全基準が適合していない土砂等が混入している場合には…と書かれていますが、これは農業委員会で確認をするというようなことはしないのでしょうか？
事務局	確認は行いません。ご本人が自ら作付けする土地に、そのような土は入れないだろうという話の中で進めております。 これが、５条の開発等で業者が一度借りた農地を埋め立てて、農地として返す場合には県の許可案件となり、どのような土をいれたのかというのが必要となってきます。
議 長	他に質問等がなければ、裁決に入ります。 議案第１８号の『軽微な農地改良の届出について』賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。

議 長	全員賛成を持ちまして議案第１８号は、承認されました。 続いて、報告第７号及び第８号について、皆様すでに、ご覧頂いていると思いますが、ご意見等のある方は挙手願います。 意見等がなければ、平成２３年第４回習志野市農業委員会総会を終了いたします。
-----	---

